情報特急便。

6. 36 号・平成 25 年 9 月 25 日 全日私幼連広報委員会

Mail: info@youchien.com

◆政府 子ども・子育て会議基準検討部会

子ども・子育て会議 基準検討部会(第5回会合)が開催される

平成25年9月20日(金)、政府の子ども・子育て会議基準検討部会第5回会合が開催され、 全日私幼連から【北條泰雅】副会長が出席しました。当日は議事次第より①幼保連携型認定こ ども園の認可基準②地域型保育③確認制度④公定価格について説明と審議が行われました。

議題に入り、北條委員は、「幼保連携型認定こども園の認可基準」の既存施設からの移行に関する特例措置について、移行は希望する者が行うため、基準を満たす者が移行すればよく、特例措置の必要があるのか。新たな認定こども園法に基づく認定こども園は、全てが新設の園とも考えられるため移行特例は論理矛盾ではないか。しかし、真に質の低下とならない特例を、それぞれの地域において必要な範囲内で検討するという考え方はあってしかるべき。食事の提供について、弁当の持参が認められないことはおかしく、保護者から一律に奪うべきでない。「確認制度」について、応諾義務と上乗せ徴収は、私立学校の独自性を尊重する観点から柔軟なものにすべきである。また、評価制度は教育と保育の質を向上させるものにすべきである。「公定価格」について、私立保育所に対して委託費として支払うという資料があるが、詳細な説明を次回以降に求める、と発言をしました。

【宮下委員】「新設」の幼保連携型認定こども園の認可基準について、運動場の設置は子供の遊びの連続性の観点から同一敷地内に必要であり、代替地については反対。弁当持参については、親の弁当は子どもにとって喜びであり、それを奪ってはならない。

【秋田委員】幼保連携型認定こども園の認可基準について、新設の施設に対し厳しく、移行を 希望する施設は移行しやすくする案に賛成。教職員の配置基準を定めることを基本とし、 1学級当たり専任教員1名を確保するとともに、研修や教材準備等の時間を確保できるようにし、質を向上できるようにすべき。運動場の名称を園庭に変更するため省令改正を行って欲しい。弁当の持参については食育の観点から施設での柔軟な対応が可能となるよう求める。

【清原委員】「新設」の幼保連携型認定こども園の認可基準について、高い水準を保つことに賛成。待機児童解消のために基準の緩和が先行しないようにすべき。既存施設からの移行特例については、現実に即しながら、しかし、安全性を確保したうえで一定の緩和を行うことが現実的。

[今号は2枚]

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申しあげます。

※子ども・子育て会議に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛に FAX またはメールでお寄せください。

FAX: 03-3263-7038 メール: info@youchien.com

※子ども子育て会議の資料は下記URLからダウンロードできます。

内閣府HP http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html